

対面的対話の議事録

1. 対面的対話における確認事項（応募者→組合）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書	121	第3章	1	(2)	施設配置計画	現在、本件施設はRDFセンターとは別棟として計画しております。本件施設竣工後に、RDFセンターと本件施設は、渡り廊下の設置により、RDFセンターリニューアル時に建築基準法上1棟扱いになる可能性があります。1棟扱いの場合、両施設に既存不適格の遡及措置が必要となります。本件施設～RDFセンターリニューアル工事までを一連のプロジェクトとして、【全体計画認定制度】（増築等で既存不適格になる建築物を複数の工事に分けて段階的に改正後の建築基準法に適合させていく計画で特定行政庁が認定を行う制度）等の活用をお考えでしょうか。また、【全体計画認定制度】をお考えであれば、どのような方策かご教示願います。	事業者決定後の実施設計段階における設計協議によるものとします。
2	要求水準書 添付資料 (1)					現況平面図	工事期間中におけるRDFセンターのごみ搬入動線について、退出を搬入と同じルートとすることは可能でしょうか（現状の搬入斜路を搬入出兼用とする）。北側の外構道路（X7からX13通り）を工事スペースとして利用することを検討しています。なお、車両の誘導は事業者にて実施します。	工事期間中におけるRDFセンターのごみ搬入動線について、退出を搬入と同じルートとすることは可能です。但し、車両の誘導等は事業者にて実施することを条件とします。
3	要求水準書 添付資料 (1)					RDFセンター	既設RDFセンターについて、確認済証取得着工時から工事完了時までに変更された内容がありましたら教えてください。また工事完了時検査済証取得後の改修履歴とその内容がわかりましたら教えてください。	変更した内容はありません。また改修履歴もありません。
4	要求水準書 添付資料 (10)					全体配置動線計画例	職員の駐車場は計量器搬入路側と外構道路西側の2ヶ所を予定されていますが、外構道路西側に職員駐車場を集約した計画としています。リサイクルセンターリニューアル工事への影響等、現状の計画案に支障はないでしょうか。	外構道路西側に職員駐車場を集約した計画については、リサイクルセンターリニューアル工事への影響等、現状の計画案に支障はないと考えます。
5	要求水準書 添付資料 (10)					全体配置動線計画例	狭小敷地のため施工計画を検討するにあたり、敷地北西側の「市道 梨木坂」を工事中の一定期間通行止めにするには可能でしょうか。（資機材荷下ろし時の搬入車両駐車スペースとして利用することを考えています。）	施工計画を検討するにあたり、敷地北西側の「市道 梨木坂」を工事中の一定期間通行止めにするには可能であると想定します。但し、関係機関との事前協議が必要です。
6	要求水準書 添付資料 (10)					全体配置動線計画例	敷地北西側の「市道 梨木坂」の1日あたりの平均交通量をご教示ください。	敷地北西側の「市道 梨木坂」の1日あたりの平均交通量は数台程度です。

対面的対話の議事録

1. 対面的対話における確認事項（応募者→組合）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回 答
7	要求水準書 添付資料（10）					造成工事に伴う開発許可	ごみ焼却施設建設地及び出入口整備箇所において、今回造成工事が発生しますが、建築工事と一体の工事となることから、ごみ焼却施設が都計法施行規則第60条の規定に適合する施設であるため、開発許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	質問回答書	4				No. 1	運用の切換えに伴う外構工事は令和5年1月1日以降速やかに行うと回答をいただきました。その回答に改造を見込む諸工事のほか、質問26の回答にRDFセンター出口側スロープの撤去もあるため、それらの工事には相応の期間が必要です。 本工事の工期を有効に活用するために、本工事期間中のRDFセンター関連の車両動線について、安全を確保することを前提に変更することの協議をお願いいたします。	本工事期間中のRDFセンター関連の車両動線について、安全を確保することを前提に変更することの協議に応じるものとします。
9	質問回答書	4				No. 1	令和5年1月1日以降速やかに行う「外構その他諸工事」について、工事工期のご協議をお願いいたします。	令和5年1月1日以降速やかに行う「外構その他諸工事」について、工事工期の協議に応じるものとします。
10	質問回答書	5				No. 12	添付資料2(ごみ質分析結果)を参照ください。とのご回答ですが、添付資料2には輪島・穴水地域RDFセンターのごみ質と輪島クリーンセンター焼却施設のごみ質データが添付されていますが、輪島クリーンセンター焼却施設のごみも搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	本件施設には、輪島クリーンセンター焼却施設のごみも搬入されます。処理対象物の年間量（定格）一般廃棄物9,800t/年には、輪島クリーンセンターのごみも含まれます。 計画ごみ質は、重量比率を輪島クリーンセンター46、RDFセンター54とし、資源エネルギー庁バイオマス発電比率の推定式により算定しています。
11	質問回答書	5				No. 12	添付資料2(ごみ質分析結果)を参照ください。とのご回答ですが、添付資料2には輪島・穴水地域RDFセンターのごみ発熱量は5,300～10,700kJ/kgであり、輪島クリーンセンター焼却施設のごみ発熱量は6,060～14,070kJ/kgとごみ発熱量が高いと思われませんが、理由が分かればご教示願います。	RDFセンターでは、固形燃料を製造する目的として、生活系燃えるごみ（主に厨芥類・草木類・紙類）を処理しています。一方、輪島クリーンセンターでは、固形燃料に適さないごみ（事業系燃えるごみや分別収集したプラ類・布類・ヒモ類等）の処理を行っており、いずれも高カロリーのごみになります。このようなことが、RDFセンターのごみ発熱量より輪島クリーンセンターのごみ発熱量のほうが高い理由であると推察します。
12	質問回答書	6				No. 26	「本工事においてRDFセンター出口側スロープは施設稼働後に撤去してください。」とありますが、撤去後のエリアは本工事の施設利用に供する外構・他の整備をすることは可能でしょうか。	RDFセンター出口側スロープは、本件施設の工事期間中にRDFセンターの運営に支障がないことと、事前協議を行うことを前提に撤去することは可能です。又、撤去後のエリアは本工事の施設利用に供する外構・他の整備をすることは可能です。
13	質問回答書	7				No. 37	「プラットフォームの幅員をRDFセンターのプラットフォームの幅員と合わせる」と回答頂いていますが、竣工図の2階平面図（図番K424-CA0017）によると投入扉車止めからY1通りの鉄骨柱づらの有効は約15.3mです。一方、NO.34の回答では柱内面（柱づら）で有効16m以上確保との回答となっています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	RDFセンター竣工図の2階平面図（図番K424-CA0017）にあるとおり、投入扉車止めからY1通りの鉄骨柱づらの有効寸法（約15.3m）以上確保してほしいという主旨です。

対面的対話の議事録

1. 対面的対話における確認事項（応募者→組合）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
14	質問回答書	8				No. 49	「し尿汚泥受入・搬送設備からのシュートに接続するなど、悪臭が極力発生しない提案を求めるものです。」とありますが、汚泥の供給方法が専用のホッパからの供給となっている理由は悪臭対策以外に何かあるのでしょうか。	し尿汚泥の供給方法が専用のホッパからの供給となっている理由は、悪臭対策及び搬入されたものを確実に全量炉内に投入し燃焼させるためです。
15	質問回答書	11				No. 83	「現時点で提示されているボーリングデータに記載されている不燃ごみ以外の地下埋設物は工事範囲外と理解してよろしいでしょうか」に対するご回答が「お見込みの通りです。」となっておりますが、ボーリングデータに表れている情報だけでは廃棄物の性状や混入率が不明のため、廃棄後にトラブルの可能性があります。 土中に混入している廃棄物は、質疑109の回答と同様のご対応をいただけるよう再考願えないでしょうか。	現時点で提示されているボーリングデータに記載されている不燃ごみの処理処分は工事範囲で、これ以外の処理処分は工事範囲外とします。 なお、土壌が汚染されていることが判明した場合、その対策及び処理処分等に係る所掌は発注者とします。
16	質問回答書	11				No. 84	「民有地で交渉が必要になりますが、組合敷地と市道に挟まれている土地があります。」と回答頂いていますが、当該民有地は「添付資料5（用地平面図データ）」の16-1の敷地のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	質問回答書	11				No. 87	「RDFセンターのプラットフォームは構造上4t車までしか通行できません」とありますが、構造計算上での積載荷重をご教示いただけないでしょうか。	RDFセンター2階X7-X12・Y1-Y3通間プラットフォームは、6tパッカー車（車両総重量11t）×8台を想定してあります。 床用：23,400N/m ² 、架構用：7,500N/m ² 、地震用：2,300N/m ² となっています。
18	質問回答書	11				No. 87	消石灰、燃料等の搬入車両はごみ焼却施設の敷地内では反転などが困難です。 リサイクルセンターの敷地内にて、ホースの延長などにより供給する方法としてもよろしいでしょうか。	リサイクルセンターの敷地内に消石灰、燃料等の搬入車両を駐車して、ホースの延長などにより供給する方法は、リサイクルセンターの運営に支障を及ぼさない対策を講じることを前提に認めるものとします。
19	質問回答書	12				No. 103	「既存スロープは本件施設竣工後に本工事に解体撤去するものと考えてください。」と回答頂いていますが、焼却施設のプラットフォームからリサイクルセンタープラットフォームへの動線を確保したうえで本件工事期間中に解体してもよろしいでしょうか。また、既存スロープを撤去した後のスペースを焼却施設の駐車場として利用することは可能でしょうか。	既存スロープは、本件施設のプラットフォームからリサイクルセンタープラットフォームへの動線を確保すること、事前協議を行うことを前提に、本件施設工事期間中に解体することは可とします。 スロープを撤去した後のスペースは、本件施設の駐車場として利用することは可能です。
20							RDFセンターの灯油タンクは流用してもよろしいでしょうか。	既設の助燃油貯留槽を流用することは可としますが、運営期間における維持管理や更新等は全て事業者負担とします。

対面的対話の議事録

1. 対面的対話における確認事項（応募者→組合）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
21							組合敷地南側の県の土地は、改修して利用することは可能でしょうか。門扉は敷地境界に設置することよろしいでしょうか。	組合敷地南側の県の土地は、改修して通路として利用することは可能ですが、駐車場や計量機などは設置できません。門扉を設置する場合は、組合敷地と県の土地との境界になります。

対面的対話の議事録

2. 対面的対話における確認事項（組合→応募者）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1							本件施設竣工、稼働に伴いRDFセンターでのごみ処理は停止しますが、組合事務所やRDF施設の有圧換気ファン等が残ることから、電気、水道、ガス等のユーティリティーは維持する必要がある。これらに関連する工事を本工事範囲に見込んでいますか。	見込んでいます。
2							本件施設竣工からRDFセンターがリサイクルセンターにリニューアルされるまでの間は渡り廊下が無いので、RDFセンター玄関前の見学者のためのバス駐車場、安全通路を確保するとともに、見学者の誘導等が必要になります。これらに関連する工事及び業務を本工事及び本運営業務に見込んでいますか。	見込んでいます。
3							ごみピット、地下水槽及び主要機器基礎等の主要構造物はR C構造体にて計画していますか。	ごみピット、地下水槽及び主要機器基礎等の主要構造物はR C構造体にて計画しています。
4							本件施設のプラットフォームはリサイクルセンターへ出入りする車両も通行することに留意した幅員を確保してください。	本件施設のプラットフォームはリサイクルセンターへ出入りする車両も通行することに留意した幅員を確保します。